

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年4月20日(木)17時15分～17時45分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
本多主任安全審査官、水野係員、瀬尾係員  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 部長 他5名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料  
・加工施設保安規定及び使用施設保安規定の変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁の本田でございます。それではですね今日面談なんですけども令和5年3月28日に、
0:00:12	続けず、人形峠環境技術センターの加工施設の保安規定の変更認可申請いただきまして、
0:00:21	先週の12日にですね、申請に関してちょっと面談をさせていただきましてこちらから幾つかちょっと確認させていただきたいということをやちょっと幾つ申し上げました。
0:00:32	所でございますそれで今日のこの面談はですね1000、12月12日の面談において規制庁の方からご指摘させていただいた事項に対して減少機構さんから、
0:00:44	ご回答いただくと、ご説明いただくという、面談でございますので、よろしくお願いたしますそれでは資料も事前にいただいておりますので、減少機構さんの方からご説明よろしくお願いたします。
0:00:58	現象機構の東です。資料の方は1資料1と呼ばれる拾うわ一つとなっております説明はですね前回の4月10日のリバイス版になりますので修正箇所を中心にご説明したいと思っております。では人形峠のご説明お願いたします。
0:01:19	はい。人形峠の西村です。ではお手元の資料のリバイス版ということで説明していきたいと思っております。
0:01:28	どうぞ。
0:01:29	今回この資料をリバイスするに当たりまして、改めてちょっと手にはまあ等記載をさらにいいということで、見直してる部分もありますんで、
0:01:42	その辺も含めてご説明したいと思っております。
0:01:45	まず1ページ目ですが、
0:01:48	記載する内容につきましては基本的に変えておりませんが、ちょっと2を修正している部分もありますので、これは後でご確認いただきたいと思っております。
0:02:02	つきまして2ページ目。
0:02:05	2ページ目につきましても、
0:02:08	下の*のところですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	二次文章ですすでに活動をやっておるという内容につきましても、若干の表記の見直しということできさせていただいております。
0:02:24	続きまして4ページ。
0:02:32	こちらの方につきましても記載している、
0:02:36	内容については変更しておりませんが、当初なお書きで書いておった部分を、下のところの*というところに場所を移動して、比記載を見直しております。
0:02:51	続きまして
0:02:53	5ページ。
0:02:56	一番下のところの吹き出しで黄色の部分ですが、こちらも記載の適正化ということで一部表記、見直しております。
0:03:08	続きまして
0:03:13	を見まして8ページになります。
0:03:18	8ページ
0:03:20	右下のところの赤字で書いてある声※で書いてます。こちらは今回ちょっと追及させていただいております。
0:03:27	本件につきましてちょっと説明させていただきますかこの外部被曝保全業務従事者の外部線量について、外部から委託するということにつきまして、
0:03:39	認定機関のところから受けるわけですけど、そのような活動につきましては、加工の品質マネジメント計画書、仕様の品質マネジメント計画書に基づいて、
0:03:51	管理をしていきますということを通知補足として、ここに書かさせていただきます。
0:03:59	続きまして、
0:04:02	A、
0:04:04	チップ、
0:04:07	9ページになります。
0:04:10	一時管理区域の設定に関する条文の充実を図る部分ですが、こちらにつきましては前回の面談で
0:04:22	ご指摘があったところを明確にするということで下の米印のところを追記をさせていただきます。ちょっとやらさせていただきますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:32	1 時間離隔を設定する機会が設定した場合に講ずる措置については、センターの二次文書をに規定して、品質マネジメント活動を展開しているものの、
0:04:44	保安規定で明確になっていない部分があるため、条項等を追加するものでありますということを、補足で追加させていただいております。
0:04:55	次、10 ページ。
0:04:58	こちらにつきましても
0:05:02	品質マネジメントをシステムの識別の文書番号の付番の統一のところですが、こちらも
0:05:09	記載の適正化ということで表記を一部見直させていただいております。
0:05:15	続きまして最後 11 ページになります。固定的はちょっと担当をかわりますので
0:05:24	変わります。
0:05:27	一応機構人形峠のヒイヌマです。私の方から、前回の面談の中で、
0:05:38	L A の取り扱いに関する施設課長それから相磯知推進課長及び、
0:05:46	安全管理課長の役割の関係性が、今回の概要資料で把握できないということ、
0:05:53	フローを使うネットフロー等を使って提示してご欲しいという話がありましたので、
0:06:01	今回参考資料として作成させていただきました。
0:06:06	こちらは、
0:06:08	全部に事務所をですね、K N T 741、放射性廃棄物でない。
0:06:16	廃棄物の管理要領書をから形抜粋をしております。
0:06:22	全体的な、
0:06:23	川としては、
0:06:25	保安規定変更前と変更後ということでなっております。
0:06:32	まずですね、保安規定のを踏まえ、の方ですが、
0:06:39	こちらは一番上の方の四角のところですね、A N A の判定対象物の発生ということで、
0:06:48	こちらからさ、ケイン
0:06:51	その下に、今発生元課長ということで三つの課長が入ってますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:58	そちらの中から、
0:07:00	斜んと発生したものをに関して、
0:07:05	菅、小関加島線が、営業部の管理表を作って、
0:07:11	その下にあります。廃措置、技術開発部長ですね、こちらに資料を持って行って、NRの判定としていただくような感じになります。
0:07:25	その下、になります、
0:07:28	こちら、発生したAMを対象物については、
0:07:37	ここから今回施設管理課長が、
0:07:42	管理区域外に搬出するまでの
0:07:47	管理を実施、いくという話になっております。これは、
0:07:53	保安規定変更前の
0:07:58	代わりになっております。
0:08:01	前回こっちの方で、施設課可児課長が管理課長の業務がぼんやりなりいいという話がありましたが、
0:08:11	こちら見ていただくとわかる通り、
0:08:15	対象物、各課、大変は出たものに対してすべて
0:08:22	施設管理課長の管理区域外に話すまでの管理をするということがわかるかと思えます。
0:08:30	銀行の分になります。
0:08:34	こちらに関しては、
0:08:37	の方をわかりませんが、加来課長大賀NRと対象物と発信、発せ発生したもののに関して、
0:08:49	今度は安全管理課長を施設管理課長、それから配送推進課長ですね。
0:08:57	それぞれが、また、
0:09:00	MR管理区域外に搬出するまでの
0:09:05	管理をしていくという話になっておりますので、
0:09:09	左側の安全管理課長をに関しては、
0:09:14	組織として、副所長を括弧技術担当がNR判定するという話になっております。
0:09:23	それから、施設管理課長等を廃止措置推進課長に関しては、廃止措置技術開発部長がNR判定して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:33	それぞれの施設管理課長と、排水推進課長が、
0:09:39	管理区域外までの暗室の管理を実施していくという話になっております。
0:09:46	安全管理課長を
0:09:51	副課長の下のところの括弧書きになってます。管理区域外から話すまでの間、
0:09:59	投資資材等を及び物品との混在防止の措置が講じられていることというふうに記載しておりますが、
0:10:08	こちらに関しては、
0:10:09	過去で言うと、第 40 条を第 1 項の午後、それから、
0:10:18	主要施設の保安規定だと、第 63 条の 3、第 1 項の 3 号ですね、こちら
0:10:26	MR の管理のところに記載しているものを、
0:10:31	書いております。
0:10:33	説明は以上となります。
0:10:41	規制庁の恩田さんのご説明ありがとうございます。まず最初の前回の面談で指摘させていただいて
0:10:50	修正をちょっとお願いした部分、1 個 10、11 ページ。
0:10:59	どうぞ。
0:11:01	19 ページ、9 ページの一時管理区域の設定に係る措置。
0:11:09	せ機関や設定した場合に工場措置っていうのはもう 2 センターの二次文書において規定されているものを規定されてるものすでに展開をされてて、今回は保安規定で明確にされてる部分っていうか、であるということを追記で、
0:11:26	説明してくださいっていうお願いに対してこの今日の面談、この資料で所ありがとうございます理解いたしました。
0:11:36	それでもう 1 個の方も、
0:11:39	MR のその 3 課長の役割がちょっと、
0:11:43	変更許可し、認可申請の条文だけはちょっとわからないということでこういった、
0:11:50	資料作成をお願いさせていただいたところですけどちょっと一つ、
0:11:55	だけちょっとお聞きしたいのは

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	安全管理課長は、変更前は、そのNR判定はその廃止措置技術開発部長にお願いして判定してたんだけど、判定をしてもらってたんだけども、
0:12:16	変更後はその技術副所長に変わるわけですけども、これは
0:12:22	副所長と安全管理課長と、
0:12:25	の関係においてはその副所長っていうのが正しいというか、
0:12:30	その
0:12:32	そういう関係にあるから副所長に、
0:12:35	変わったんでしょうか。
0:12:48	日置金人形峠の日隈です。保安規定のですね、職務第五条、の、
0:13:00	第3項ですね、の2号ですね、副所長は、安全管理課長及び保安技術管理課長の所掌する業務を統括するというふうになっておりますので、
0:13:15	記載は間違いありません。以上です。
0:13:19	はい。規制庁の本多です。ありがとうございます。今の5条の3項においてその副所長と安全管理課長の関係がもう規定されていますということと理解いたしました。ありがとうございます。
0:13:45	規制庁の本田です一つもっかいちょっともう1個教えていただきたいのはこの11ページのこの左方に、左上に二次文書から抜粋って、
0:13:57	書いてあるんですけどこれは、そうするとあれですか
0:14:03	二次文書には、変更後のこの、この絵がそのまま載るかどうかわかりませんが、
0:14:11	左側の変更の絵をし、表すような、この規定ぶりに変更されるっていうことになるわけですか。
0:14:25	すいません、機構に運動の比留間です。
0:14:29	本規程変更後になりますので、そちらの方に、
0:14:34	早く、
0:14:36	右文章を制定改訂していくような形になります。
0:14:42	以上です。
0:14:45	規制庁の本田です。ありがとうございました。
0:15:30	規制庁のホンダですねちょっと今日、ちょっと前回ちょっと指摘できなくて申し訳ないんで今日お答えできればいただきたいところなんですけど変更の内容でね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:44	衛藤。
0:15:46	従事者の外部被ばく線量の測定を外、外部の機関に委託するわけじゃないですか。
0:15:54	その外部に委託するという点に関して、
0:15:59	その二次文章とかで、何かこうルール化されたものって存在するのか或いはこれから存在させるのかっていうのは、
0:16:09	いかがですか。
0:16:26	行政機構の西村です。
0:16:31	本件につきましては、今回新旧対照表で示してます
0:16:37	9、例えば加工施設の新旧対照で言いますと9ページ。
0:16:41	2、第4図、品質マネジメントシステム文書体系というものがあります。
0:16:46	そこは中ほどのところに、個人被ばく管理要領書というイメージ。752というものがありますはいはい。
0:16:57	改定をする必要があるというふうに理解しております。ですので今の予定で土を、認可をいただいて本件施行する時に合わせて、
0:17:08	この要領書も改定をして運用を図るという予定にしております。以上になります。
0:17:17	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます
0:17:22	そっかだから、
0:17:25	どんな、どういう形に改定されるっていうのはもう、
0:17:31	事業者さんの中で何か案みたいなのはこうを用いなんですか。
0:17:42	東京の西村です。
0:17:44	まだその形となって案というものが、まだ存在しておりませんがまだこれから準備を進める段階でございます。以上であります。
0:17:56	規制庁の恩田ですありがとうございます。
0:18:23	規制庁のミズノです。1点ご確認させて確認させていただきたいんですけども、先ほど9M p何号に、の要領書において書いて、
0:18:35	なければという話あったかもしれないんですが、9MP75号の放射線測定器管理要領書というのは、
0:18:44	特に同じような記載箇所がないということでしょうか。何かその個人被ばくの話ではなく、作業員の被ばくの話ではなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:54	全く別のものが載っているのでしょうか。
0:19:07	井戸ですちょっとお待ちいただけますでしょうか。
0:19:39	名称機構の三嶋です。なま5号の
0:19:45	大瀬さん測定機器管理要領書、こちらについても変更が必要でございます。いずれにしても、今今回の変更にあたってすべての文章をレビューをして、
0:19:58	関連する文書を全部改定していかないといけないという作業がこれからへ必要です。ですから先ほど説明したメインの7号にということだけ、とりあえず先ほど説明させていただいたという、
0:20:12	いうふうに理解をしていきたいと思います。以上になります。
0:20:17	江藤のミズノで承知しましたありがとうございます。
0:20:23	規制庁の布田ですすみませんちょっと参考資料11ページの参考資料でもう1回ちょっと、
0:20:30	すみません確認させてください。変更前の図なんですけど、
0:20:35	参加値を横に並んでらして、線が出てるのが安全管理課長と、
0:20:43	廃止措置推進課長から口銭が出てるんだけど、変更前はこういう関係であった。
0:20:51	いいですか、これは。
0:20:55	手島紀子ヒイヌマです。
0:20:58	すみません。
0:21:01	こちらもちょうとミスで、この方も線があるようになります。申し訳ありません。規制庁の方ですと、もう
0:21:11	3課長ともってこと。
0:21:16	はい、そうです。
0:21:18	はい。そうなんだと変更前って、
0:21:21	あれじゃないですか何か。
0:21:23	施設管理課長のところの職務にしかNRの話で書いてないじゃないですか。
0:21:33	だからさ、その線が出るのはちょっとすみませんすごく、図上のあれなんだけど線が出るのって、施設管理課長だけなのかなって思ったんだけど、そういうことじゃないんですか。
0:21:47	減少機構の東ですちょっとあの見方なんですけども。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:51	この線ってというのは、いわゆる保安規定上でちょっと見えないところですか、不足してるイメージだから施設課長が発生元でそこで技術開発部長にならんってしてもらって施設管理課長が、
0:22:07	管理しますってのは継続計画になっていて、はい。
0:22:13	そうではない部分はどうなってますかっていうのを示したのが左の図。
0:22:17	なっています実態は前管理課長と林推進課長が、相田地域に使えるように依頼してもらってというのがこれを示した図になります。
0:22:28	いや、何か規制庁のホンダですよ。その保安規定通りにこう書きますよって言ったらな、なると。
0:22:37	あれなのその、
0:22:39	安全管理課長と廃止措置推進課長ってのはここに表れない感じですか
0:22:52	未着工人形峠のヒイヌマです。はい。
0:22:57	この規程上、に記載されているのは、非常にどうぞ。変更前のところですが、はい。
0:23:04	衛藤。
0:23:06	相磯知技術開発部長、大野N R 判定後の施設管理課長。はい、所大賀。
0:23:15	非常に職務のところを書いてあると思いますが、
0:23:19	こちらの
0:23:22	保安規定の
0:23:25	対象となっております。
0:23:29	以上です。
0:23:33	そういうことなるほど。
0:23:35	規制庁の本田磯の青いところ、
0:23:39	手塚青井と小磯－脇田ないそうです。そういうことですか。はい。
0:23:44	なるほど。
0:23:45	それで、変更後は、
0:23:48	変更が確かにこの青い部分が広がっているので、
0:23:52	だからもう一気通貫で最後まで管理課長が、その未発生元の課長が見ますと、
0:24:02	細井ヒイヌマですそうです。なるほど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:06	いや岡山規制庁の方でそしたら、ちょっとじゃ僕はいずれにしてもいるんですねそのさ、施設管理課長から、僕は引っ張らないといけないってことですね。
0:24:17	はい。その通りです。
0:24:20	すみません終盤を送らせていただきます。
0:24:23	了解じゃちょっとここ、
0:24:27	直していただいて、
0:24:29	いや、
0:24:30	今のね。
0:24:32	菱沼さんだけその説明を、麻生家保安規制って書いてあるからか、いいのか、保安規定の範囲が多い部分ですっていう説明すみません、繰り返すですけど。
0:24:44	保安規定上で、
0:24:47	定められている部分はその青い部分。
0:24:50	が、青い部分がわっと広がりましたっていう、
0:24:54	広がるというか、
0:24:56	わかりましたはい。はい。
0:25:06	光
0:25:07	ネイティブ伝わるちゃいけないのか、広がるか。
0:25:14	人形峠のニシムラです。よろしいでしょうか。はい。はい。
0:25:18	職場のところの
0:25:21	廃棄物NRの管理に関わる業務の管理とは何ですかっていう問いが、
0:25:28	以前の面談資料で明確にさせていただいております。平成10、ごめんなさい、令和3年の10月29日の
0:25:38	施設保安規定の変更認可申請に関する説明についてっていう資料で、そこらは書かせていただいておりますので、それと今このパワーポイントで11ページで示している左側の変更前の、
0:25:52	はい。というのが、同じ形になりますので、もし時間があれば、平成3年10月29日の面談資料を確認いただければ幸いです。以上です。
0:26:06	本規制庁ホンダ生産令和3年10月29日の面談資料がありますと、いうことね。わかりました。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:19	ちょっと確認しますかね。
0:26:22	他何かあります。
0:26:28	人形峠の西浦です。はい。今日の資料1の修正が送る必要がありますので、まずその面試料、先ほど令和3年の10月に入って、資料をあわせてお送りさせていただこうと思います。以上でよろしいでしょうか。規制庁の方で精度非常に
0:26:46	ありがとうございます。助かります。よろしくお願いします。
0:27:57	規制庁の本田ですちょっとすみません確認確認だけさせていただきますNR判定をされる。
0:28:07	この、
0:28:07	副所長。
0:28:09	廃止措置技術開発部長は、
0:28:13	加工で言うところの、
0:28:15	では、44条の最後の1条7項の第1項の最後のところから、
0:28:22	当該統括者の承認を得るっていうところに、のを表してるってこといいですか。
0:28:33	現職承認の頭のヒイヌマです。その通りです。
0:28:40	規制庁の本田ですありがとうございます。
0:28:44	どうぞ。
0:28:58	いや、
0:29:05	規制庁のホンダです規制庁側から確認させていただきたいこと以上でございます新野徹さんから何かございますか。
0:29:21	江藤です。特にありませんが、今後の予定といいますか、そういうステイル数がわかれば御苦労いただければわかります。
0:29:43	演習機構の東です。もしそ決まってることだけお話しいただければ大丈夫ですし、ちょっとまだ未定のところであれば後日で大丈夫です。
0:29:54	規制庁の本田です
0:29:58	今後のっていう話は、面談の
0:30:02	特化ってことですか。
0:30:06	それとももっとおっきな。
0:30:07	スケジュールの話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:14	規制庁をこれ、今回その2回に分けて申請概要、申請の内容の、
0:30:24	面談させていただきましたんで、
0:30:27	もう1個保安規定のはその整理表っていうのを作っていただいてそれは三種類の整理表を作っていただいてそれを受け取りつつ、確認するっていう面談も必要かと思って、
0:30:38	てます。その面談についてはちょっと後日、ちょっと東京事務所担当して、
0:30:45	調整させていただきたいですと思ってますし、ちょっと、
0:30:49	教授も20日でしょだからちょっと来週はちょっともう、
0:30:56	スケジュール内の、
0:30:58	テレビ会議のすす機材見るとちょっといっぱいいっぱいなんで、8日の5月の8日の週以降のどこかでちょっと調整させていただきたいんですけどいかがでしょうか。
0:31:15	海野をお願いします。5月の8日以降で次回の面談ということで理解させていただきます。ありがとうございます。
0:31:26	その他、規制、
0:31:28	J Aさんから何かありますか。
0:31:36	月足元書記高野比嘉Cの方から特にございません。はい、わかりました。
0:31:41	はい規制庁の方でわかりました。そうしましたら以上で、
0:31:45	人形峠環境技術センターの加工施設、使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談終了いたします。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。